

参議院議員選挙の投票日は、 7月29日(日)です。

必ず投票に行きましょう。

参議院議員選挙は、選挙区と比例代表の2回投票します。

選挙区選挙は

都道府県単位で北海道選挙区は、改選2議席です。投票用紙は黄色に黒字です。「候補者の氏名」を1人だけ書きます。候補者の氏名以外を書くは無効になります。

比例代表選挙は

全国単位で改選48議席です。投票用紙は白地に赤字です。名簿に登録された「候補者氏名」か「名簿届出政党等の名称または略称」を書いて投票します。

名寄市で投票できる方

今回投票できる方は、昭和62年7月30日までに生まれた方で、名寄市に引き続き3カ月以上住民登録をされている方が対象となります。名寄市の選挙人名簿に登録されている方には、7月10日～12日の間に投票所入場券（ハガキ）を郵送する予定です。

他の市町村から 転入された方

4月12日以降に転入届の手続きをされた方は、名寄市の選挙人名簿に登録されないこととなります。この場合、早めに前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

他の市町村に 転出された方

名寄市に名簿登録されていた方が他の市区町村に転出した場合、名寄市に不在者投票の請求ができません。

名寄市を転出された時期により期日前投票、投票日当日に従前の投票所にて投票ができる場合があります。早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

問い合わせ
選挙管理委員会

☎ 01654 2111
内線 3198・3199

参議院選挙は 一人2票制



参議院比例代表選挙
候補者名でも政党名でもどちらでも投票できます



平成18年度明るい選挙啓発ポスター
作品、風連中学校の2・3年生(卒業)
業)の皆さんの作品です。

ぼくたち子供には、選挙権がありません。



私たちは、選挙の投票を通して政治に参加します。私の1票ぐらいとせず必ず投票しましょう。

投票できる期間	投票できる時間	期日前投票所の場所
7月13日(金) ～ 28日(土)	午前8時30分 ～ 午後8時	市役所名寄庁舎1階ロビー
7月21日(土) ～ 28日(土)	午前8時30分 ～ 午後8時	市役所風連庁舎1階会議室
7月25日(水) ～ 27日(金)	午前8時30分 ～ 午後5時	市役所智恵文支所老人室

投票日当日都合があつて投票できない方は、期日前投票ができます。期日前投票は、投票日と同じように直接投票箱に投票できません。名寄市の期日前投票所は、市役所名寄庁舎1階ロビー、風連庁舎1階会議室、智恵文支所老人室の3カ所で、期間中いずれの期日前投票所でも投票できるようになりました。その際は投票所入場券(ハガキ)を持参してください。

「投票日当日都合が悪くて投票できない」という方は、期日前投票をしましょう。

不在者投票について

次のような場合は、不在者投票をご利用ください。

【長期出張、旅行などで名寄市以外の市区町村に一時滞在】
指定の用紙を使って、名寄市選挙管理委員会に直接または郵便で請求してください。後日、指定された場所に投票用紙一式を送付します。滞在地の市区町村の選挙管理委員会でも投票してください。

【郵便などで投票する場合】
身体に障がいがあつて投票所に行けない方は自宅など、自分のいる場所で投票できます。あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりませんので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

【病院などに入院している場合】
一定規模の病院や老人ホームでは、施設内で投票することができます。病院の看護師などに確認して不在者投票の手続きをしてください。

投票所入場券(ハガキ)の様式が変わります

従来の入場券では、表面に選挙人の氏名・投票所・時間などが、裏面に「期日前投票に関するお知らせ」を掲載していました。印刷された用紙に、個別のデータを差し込んで作成するため、システムが複雑になって時間がかかりました。

新様式は、個別のデータを差し込むのは表面だけで、裏面は印刷されたそのままの状態に変わります。文字が小さく、見づらくて申し訳ありませんがご理解ください。

なお、世帯を単位に、ハガキ1枚に2名連記は従来同様、変わっていません。



みんなで投票 みんなで選挙

投票日

7月29日(日)



平成18年度明るい選挙啓発ポスター作品、風連中学校の2・3年生(卒業)の皆さんの作品です。

投票所入場券は、選挙人名簿の住所地に送付されます。選挙人名簿は、住民基本台帳に登録されている住所で作成されますので、アパート、号棟、様方」といった、郵便物が正確に配達される肩書きなどが正確な住所で登録されませんと、「別人の可能性のある場合は、配達できない」と郵便局で判断されますので配達されないこととなります。

「転入された方」や「郵便物がとどき未配になる方」は、住民登録を正確な住所に改めてください。

投票所入場券は、1枚2名連記です。1〜2人世帯は1枚、3〜4人世帯は2枚、5〜6人世帯は3枚というように1家族に複数枚配達されるようになっていきます。ご自分の入場券を間違えないようにしてください。

入場券は、投票の際に名簿の対象などをスムーズに行うために発行していますが、無いからといって投票できないものではありません。逆に入場券を持参したからといって本人でない場合は、投票することはできません。期日前投票所でも、当日の投票所でも、投票の際には本人確認をさせていただきます。入場券が無い場合でも投票はできます。

住民票の住所は、
正確に届け出ましょう。

投票所入場券に関してご不明の点はお気軽にお問い合わせください。

投票所入場券は、
7月10〜12日の間に
配達されます

新制度ができました。「国外における不在者投票」

PKO協立法などにより国外に派遣されている「特定国外派遣組織」に属する方が、派遣期間中に選挙（国政・地方選挙問わず）が執行される場合は、「国外における不在者投票」ができるようになりました。（4月の統一地方選挙から）対象となる方がおられる場合選挙管理委員会では、該当機関と協議しながら準備を進めさせていただきます。

ただし、本制度はあくまでも「特定国外派遣組織」に属する方に限られ、単に海外旅行やその他の団体は対象になりません。

船員の方が航海などで選挙期間中投票できない時は、洋上投票ができます。

対象となる方は、船員証の交付を受けている方です。選挙管理委員会に船員証を持参して（船員の）選挙人名簿登録証の交付申請をしてください。洋上投票の場合は、専用FAXで投票します。国内の港に寄港しているときは、当該市町村の選挙管理委員会で投票します。

「ご存じでしたか」「外国に住んでいても日本の国政選挙の投票ができます」

国外に居住する在留邦人（20歳以上で日本国籍を有する人）で、現に居住する住所地の大使館や総領事館の管轄する区域内に引き続き3カ月以上在住していますと「在外選挙人名簿登録申請」をすることができ、日本国内の最終住所地或いは本籍地の選挙管理委員会から、「在外選挙人証」の交付を受けられます。

在外選挙人名簿登録をされると衆議院・参議院の比例代表選挙と今回から選挙区選挙の投票ができます。手続きは、申請者本人が住所地の大使館や総領事館に出向いて申請します。

詳しいことは、住所地の大使館や総領事館にご確認ください。

選挙なぜなぜコーナー

「おばあちゃんを連れて投票に行った際のことです。最近体が不自由になっており私が代筆しようとしたら、係の方が『家族の方の代筆はできません。私たちで代理記載をします』とっておばあちゃんを連れて行き、私がついて行って投票する人の氏名を、教えに行こうとしたら『家族の方は、記載台までは付き添えません。ここでお待ちください』と言われ何か釈然としませんでした。これってどうゆうことなのですか？」

お答えします

このことは「秘密投票の原則」から公職選挙法で決められている制度であることをご理解ください。親子や夫婦、兄弟間といえども選挙の投票は、あくまでも本人の意思によることが原則です。そのため、投票記載が困難な場合は、投票管理者が認めた投票事務に従事する2人により代理記載をします。その際には、1人が投票の意思を確認しもう1人が投票用紙に代理記載をします。そして投票したい候補者に間違いのないかをご本人に確認して投票します。

もし家族の方がこの制度を無視して代理投票をしたり、さんの氏名を書きなさいと、投票記載台のそばで指示すると、悪質な場合は「投票の自由妨害罪」で処罰されます。

代理記載する事務従事者は、当然投票の秘密保持を厳格に守ることが義務づけられ、これに反すると厳しく処罰されることとなっていますので、投票の秘密は絶対守られますのでご安心してください。

平成18年度明るい選挙啓発ポスター作品、風連中学校の2・3年生（卒業）の皆さんの作品です。

